

横浜市都市計画提案に関する手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第21条の2の規定に基づき、横浜市に対し都市計画の決定又は変更を提案（以下「計画提案」という。）する手続に必要な事項を定めるものとする。

(提出図書等)

第2条 計画提案を行おうとする者は、次の図書を横浜市に提出するものとする。

- (1) 計画提案書（様式1）
- (2) 計画書（様式は自由）
- (3) 関係図書（横浜市地形図 1/2, 500 に記入する）
- (4) 土地所有者等の一覧表、同意書、及び当該土地の権利関係を明らかにするための資料（交付後3ヵ月以内のもの）（様式2）
- (5) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであることを証する書類（様式3）
- (6) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類（様式4）
- (7) 環境等への検討に関する資料（様式は自由）
- (8) 所有権、又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権、若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く）を有する者全員への周知の取組の経緯、及び周辺住民等への説明の経緯に関する資料（様式5）
- (9) その他計画内容の説明に必要な資料

2 前項の図書の提出先は都市整備局企画部都市計画課とする。

(事前相談)

第3条 計画提案を行おうとする者は、事前相談に努めるものとする。

2 前項の相談先は、都市整備局の担当課とする。

(計画提案の受理)

第4条 横浜市は、計画提案が提出された後、速やかに提案要件と提案者の資格の確認を行い受理することとする。

- 2 横浜市は、提出された計画提案に補正すべき事項が認められたときは、提案者に提出図書の補正を求めることができる。
- 3 前項の規定により提案者に対して求めた補正が行われなときは、提案者に手続が進められない旨の通知（様式6）を行うことができる。
- 4 前項の規定による通知を行ったときは、補正が行われるまで計画提案を受理しないものとする。

(計画提案の公表)

第5条 横浜市は、本要領第4条第1項による計画提案を受理した翌日から、本要領第2条第1項第1号から第3号まで及び第7号の図書について、当該計画提案に係る建築工事等が完了する日又は法第21条の5第1項の規定により当該計画提案を踏まえた都市計画を定める必要がないと判断した旨及びその理由の通知をする日まで、都市整備局企画部都市計画課において閲覧に供するとともに、ホームページに掲出するものとする。

(手続の進行状況に関する情報提供)

第6条 横浜市は、本要領第4条第1項に基づき受理した計画提案について、当該計画提案を行った提案者から要望があったときは、必要と認められる場合において、手続の進行状況に関する情報を提供するものとする。

(計画提案の取下げ)

第7条 横浜市が本要領第4条第1項に基づき受理した計画提案について、提案者から計画提案の取下げ又は計画提案の修正を行いたい旨の申出があったときは、取下書(様式7)を提出したうえで、計画提案を取り下げることができるものとする。

(同意数の確認方法)

第8条 法第21条の2第3項第2号に規定する「3分の2以上の同意」の考え方は次のとおりとする。

(1) 土地所有者等の権利者については、一筆の土地について当該土地の所有権、又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権、若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く)が設定されている時は、すべての権利者について、それぞれの同意者としての権利を有する。

また、共同名義の土地については、名義人が所有する面積割合により按分された権利数を当該土地の同意者としての権利とする。

以上の考え方にに基づき、算出された総権利数と同意者の有する権利数を比較し、3分の2以上であるかどうかを確認する。

(2) 面積については、一筆ごとにその土地の地積と、その土地に関する借地権等ごとの地積の合計を計算し、当該土地の全筆の合計を当該土地の総地積とする。同様の考え方で同意者の関係する土地の総地積を計算し、全体の総地積の3分の2以上であるかどうかを確認する。

(3) 同意書については、一筆ごとに権利名、権利者の住所、氏名、連絡先を明記し、捺印する。

(4) 当該土地の権利関係を明らかにするため、全ての土地に関する登記簿謄本、公図等(いずれも交付後3箇月以内のもの)を添付する。

ただし、登記が終了していない場合は、その権利関係を証明する書類を添付する。

(評価機関)

第9条 横浜市は、本要領第4条第1項に基づき受理した計画提案を踏まえた都市計画の

決定又は変更をする必要があるかどうかを判断するため、「横浜市都市計画提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 前項の規定による評価委員会に関する必要な事項は別途定めるものとする。

（提案者への通知及び公表）

第 10 条 横浜市は、評価委員会の委員長から計画提案の評価について報告を受けたときは、その旨、速やかに提案者に通知するとともに、公表するものとする。

（決定手続）

第 11 条 評価委員会で計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断をしたときは、横浜市は、計画提案を踏まえた都市計画市素案を作成し、都市計画決定手続を進めるものとする。

2 前項による都市計画市素案については、都市計画説明会及び都市計画公聴会を実施するものとする。

ただし、評価委員会で判断する以前に計画提案の説明会及び公聴会を実施したときは、これを省略することができるものとする。

（非決定手続）

第 12 条 評価委員会が計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断をしたときは、横浜市は、本要領第 10 条の通知と併せ、提案者に意見書を提出できる旨を通知するものとする。

2 前項の通知に対して意見書が提出されたときは、横浜市は、法第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき都市計画審議会に意見聴取する際、当該意見書の要旨を都市計画審議会に提出するものとする。

（計画提案の実現及び担保等）

第 13 条 本要領第 11 条第 1 項に基づき、都市計画決定又は変更した後における、計画提案の内容の実現及び担保等に関し、横浜市は必要に応じて、提案者（当該提案者が他の者に計画又は事業等を引き継いだ場合には、当該計画又は事業を引き継いだ者）（以下「提案者等」という。））に取組状況の報告を求めることができる。

2 提案者等は、本要領第 11 条第 1 項に基づき、都市計画決定又は変更した後における、社会情勢や環境の変化等、やむを得ないと認められる場合には、計画提案の内容変更について横浜市に申し出ることができる。

3 前項の申出を受け、必要と認められる場合には、横浜市は評価委員会にその内容を報告するとともに、変更を認めるかどうかの判断を求めることができる。

（庶務）

第 14 条 本要領に係る庶務は、都市整備局企画部都市計画課がこれを行う。

（委任）

第 15 条 本要領に定めるもののほか、都市計画提案の手續に関し必要な事項は、都市整備局長が定めるものとする。

附 則（制定 平成 14 年 12 月 27 日都都第 439 号、局長決裁）
この要領は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 17 年 3 月 31 日都総第 205 号、局長決裁）
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 19 年 4 月 2 日まち都計第 94 号、局長決裁）
この要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（改正 平成 20 年 3 月 31 日まち都計第 3351 号、局長決裁）
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 21 年 3 月 31 日まち都計第 3646 号、局長決裁）
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 22 年 3 月 31 日まち都計第 3381 号、局長決裁）
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 23 年 4 月 15 日建都計第 93 号、局長決裁）
この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 24 年 3 月 30 日建都計第 3273 号、局長決裁）
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 7 月 30 日建都計第 622 号、局長決裁）
この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 11 月 12 日建都計第 1524 号、局長決裁）
この要領は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

附 則（改正 令和 8 年 3 月 31 日建都計第 1575 号、局長決裁）
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

都市計画提案書

年 月 日

1 提案者（団体）

氏名（団体名）	
連絡先	
住 所	

2 土地情報

場 所	
面 積	
筆 数	
土地所有者等の数	
区域区分	
用途地域	
その他の制限等	

3 計画立案の経緯等

1 計画提案の目的
2 公共の福祉に寄与できる点
3 計画の担保性
4 その他

4 備考

様式2

土地所有者等の同意書

年 月 日

場 所		
面 積		
権 利 名		
同意者氏名	印 (※)	
同意者住所	(連絡先)	
当該土地に関するその他の権利者 1		
	権 利 名	
	権利者名	
	権利者住所	
当該土地に関するその他の権利者 2		
	権 利 名	
	権利者名	
	権利者住所	
◆添付書類		
◆備考		

(※) 同意者の印鑑登録された印の押印及び印鑑登録証明書を添付

様式 3

法第 13 条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準
に適合するものであることを証する書類

提案する都市計画	都市計画に関する基準への適合についての記述
◆添付書類	
◆備考	

様式4

計画提案を行うことができる者であることを証する書類

年 月 日

土地所有者又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人等	
◆添付書類	

様式 5

周辺住民等への説明の経緯に関する資料

年 月 日

1 説明会等開催状況

回数	日	時	場 所	参加人数	備 考

2 PRの内容

(1) 周知先

(2) 周知方法

3 参加者の主な意見

4 その他

説明会等で使用した資料を1部添付してください。

様式6

手続を進められない旨の通知書

第 号
年 月 日

提案者 様

横浜市長

1 計画提案書提出日 年 月 日

2 計画提案の場所

上記による計画提案書は、下記の理由により手続を進められないので、通知します。

理由	
備考	

様式 7

取 下 書

都市計画法第 21 条の 2 に基づく計画提案書を取下げます。

横浜市長

年 月 日

提案者氏名

- 1 計画提案書提出日 年 月 日
- 2 計画提案の場所